



VOL.54

トクちゃん新聞

7月号

7月からノーネクタイの軽装で訪問させていただきます。ご了承ください！

平成23年7月6日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com



●開業10年！

平成13年7月に自宅一室で開業しまして、**今月15日**で、**まる10年**となります。振り返りますと、本当に昨日のこのように様々な出来事が思い出されます。開業当時からのお客様をはじめ、たくさんの方々に本当にいろいろと助けていただいて来ました。節目の10年ですので本来ですと何らかの形で感謝の気持ちをお伝えする機会を作るべきところではありますが、今回はそういった機会を作ることができませんでした。申し訳ございません。この場をお借りしまして、感謝の気持ちをお伝えさせていただければと思います。開業時32歳でしたが、まもなく42歳になります。しっかり**オッサンの年齢**となりました。それでも、**業界内ではまだまだ若手の部類**でして、新しいことにいろいろと取り組んで行こうと思っています。今後ともご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしく願いいたします！



●小説&映画

去年の年初め、「**竜馬がゆく**」を読んでから通勤電車で小説を読むようになり、いまさら？**東野圭吾**にはまり、東野作品はほとんど読んでしまいました。帰りの電車では、**自宅近くの駅に着いても、あえてそのまま乗り続けて読み続けたり、駅のベンチで読み続けたり、帰宅するのが嫌な人**のようです。どの作品も面白いですが、つくづく、小説家の頭の中ってどうなってるのかと思ってしまう。また、**仕事帰りに映画館に寄る**、なんてことを先月は2度やってみました。平日の夜はすいてよいですね。ここ10年近く、映画館では子供向けの映画しか観ていなかったの、とても新鮮でした。最近、映画観ました？

◆税務情報 23年税制改正 最新情報

担当: 福田



6/22ついに23年税制改正法案が成立しました！**法案の内容で抜本的な改革となる相続税の基礎控除引き下げや法人税の実効税率引き下げは結局先送りとされました。また、つなぎ法案で6/30まで期限が延長されていた措置法の多くが平成24年3月31日以降に期限が延長されています。**

- 先送り** (一部抜粋)
- 法人税の実効税率引き下げ
 - 中小法人の欠損金繰越期間を7年から9年に延長
 - 給与収入1500万円を超えた場合の給与所得控除上限設定とさらに役員給与の場合は2000万円を超えた場合の給与所得控除額見直し
 - 相続税基礎控除の縮小と最高税率を50%から55%へ引き上げ・贈与税の税率構造見直しなど
- 新設** (一部抜粋)
- 消費税課税事業者判定の要件追加 (H25年1月1日開始事業年度からの適用に変更)
 - 消費税課税売上が5億円超の事業者について仕入税額控除の厳密化
 - 雇用促進税制 など
- 期限延長** (一部抜粋)
- 中小企業者等の法人税率18%の特例・教育訓練費の税額控除
 - 情報基盤強化設備等の特別償却又は特別控除 など

新設の項目について以前 (VOL.49、50で) 改正予定としてご紹介したものについては次号以降で再度掲載いたします。

◆書籍紹介

担当: 杉山



著者の数中 三十二(やぶなか みとじ)氏は元外務事務次官をされた方で六力国協議の日本代表を務められたり北朝鮮の核や拉致問題の交渉にあられたのでTVでよくその姿を見られたと思います。**外交交渉の要諦**として以下の4点を挙げておられますが、これらのポイントは広く交渉に関わる人たちにも参考になります

- ① 相手の国が何を狙っているか
- ② 交渉と結論を急いでいるか
- ③ 相手国の力はどのくらいか
- ④ 交渉担当者の人となり、国内における力量はどうか

また交渉時、**信頼関係を確立するためのツボ**は何かという以下3点を挙げておられます。

- ① ウソをつかず、欺かない
- ② 絶対に必要なことと、融通のきくこととに分け、優先順位を相手に分かるように伝える
- ③ ダメな事、デリバリー(業界用語で約束を実行できるかどうか)出来ないことははっきりと言う

【国】をビジネス(会社)、人間関係(人)に置き換えると、どれにも当てはまる重要な事だと私は受け止めました。

参考になれば幸いです。

書籍名【**国家の命運**】 著者: 数中 三十二氏 発行所: 株式会社 新潮社



◆税務スケジュール



担当:岡村



7月11日(月)

- ・6月分 源泉所得税の納付
- ・1～6月分 源泉所得税の納付 (納期の特例分)
- ・6月分 住民税の納付(特別徴収)
- ・**社会保険 算定基礎届**
- ・**労働保険 申告・納税**



7月15日(金)

- ・所得税 予定納税額の減額申請書

8月1日(月)

- ・5月決算法人 確定申告
- ・11月決算法人 中間(予定)申告
- ・6月分社会保険料
- ・所得税の予定納税



◆インターネットバンキングや銀行ATMで納税しよう

担当:岡村



年に一度の決算、または予定申告等で納税手続きをしていただきますが、この納税を銀行窓口で納付するのではなく、**インターネットバンキングや銀行ATMで納付することが出来ます。**

現在、インターネットバンキング・ATMでの納税が可能な税目

- 法人-法人税・消費税・大阪市法人市民税
- 個人-申告所得税・消費税

(大阪府・兵庫県については利用不可、また大阪府下のうち大阪市以外の市町村は、今のところ利用不可です。)

弊社としては、まずは**消費税の予定申告の時に、振込に必要な情報を御連絡**させていただきインターネットバンキング等での納税が出来るようにまいります。(添付資料参照)

月末の銀行が混雑する中で納税されるよりも、社内にてネットバンキングの利用で納税またはATMで納税されるほうが、時間的にも労力的にも合理的ですので、ぜひ一度お試しください。御利用されるときに不明点がございましたら、その都度弊社までお問合せくだされば、ご説明させていただきます。



◆節税対策には4つの種類がある

会社の節税対策の効果を期間的に分類すると次の4つの種類に分けることができます。

担当:池田



1.利益の繰延対策 税金の支払を来期以降に繰延べる対策

- ①貸倒引当金等の計上 ②特別償却の実施 ③一定の年払経費等の短期前払費用の損金計上
- ④未払費用の計上 ⑤消耗品・減価償却資産の買換え、修理修繕等の早期実施 ⑥決算日の変更、等

2.半永久的節税対策 資産を保有し続ける限り、同じ会計処理を続けていれば半永久的に節税になる対策

- ①土地の圧縮記帳 ②投資有価証券の評価損の計上 ③収益計上で検収基準を採用、等

3.税金免除対策 税金そのものが免除される対策

- ①各種税額控除の適用 ②役員賞与の事前確定届出給与の適用
- ③渡切交際費(役員報酬、給与)の支給 ④交際費を会議費となる範囲で支払う、等

4.先行投資による節税対策 会社が儲かっているときに設備や人材に投資して利益を圧縮し、将来に備える対策

- ①マンション等収益不動産の取得 ②社宅の購入 ③福利厚生充実
- ④教育訓練の実施 ⑤人材の採用、等

節税対策としては、税金そのものが免除される税金免除対策を最優先で実施することが有利です。そして節税対策に最も重要なことは、**事前に、できるだけ早い時期に検討、計画する**ということです。

(参考「小さな会社の節税アイデア160」ダイヤモンド社)



◆スタッフより

担当:福田



名刺に似顔絵が入りました！



徳野会計に入って早10ヶ月が過ぎました。最初に用意した100枚の名刺が無くなり、追加注文した100枚の名刺には私のキャラクターが入りました！！

ところで、名刺ってなぜ「名と刺」なのでしょうね？

わたくし早速ネットで検索してみました！
そもそも名刺という言葉は、その源をたどると中国の昔の風習で竹片に自分の名前を書いて訪問先の戸口に刺してきたことから起こったといわれています。

(紙製品の平和堂HPより引用)

なるほど！もともとは「刺」という言葉の通り、交換するものではなくお相手の玄関先に置いていくものだったのですね～。みなさんご存知でしたか？

◆税務クイズ 住民税

担当:赤松



- 個人の住民税には、**市町村民税**と**都道府県民税**があり、それぞれ一律に納める**均等割**と所得に応じて納める**所得割**があります。平成22年度の**大阪市在住の人の均等割**はいくら？
A. 市民税年額2,000円、府民税年額2,000円
B. 市民税年額3,000円、府民税年額1,000円
C. 年齢に応じて決まる
- 平成23年4月に長年住んでいた大阪市から神戸市へ**引越**しました。個人の**住民税**は**大阪市**と**神戸市**の**どちらに納める**？
A. 大阪市
B. 神戸市
C. 月割で大阪市と神戸市に納める



1. Bの市民税年額3,000円、府民税年額1,000円

大阪市の均等割は標準税率と同じです。標準税率は全国一律ですが、各自治体で均等割は異なります。例えば、滋賀県は標準税率である1,000円に「琵琶湖森林づくり県民税」が800円上乗せされて、県民税は1,800円となります。

2. Aの大阪市

個人の住民税は、その年の1月1日に住んでいた市町村で課税され、その市町村に納めることとなりますので、この場合は大阪市になります。